松江市スポーツ施設ネーミングライツパートナー募集要項

松江市（以下、「市」という。）では、市の保有するスポーツ施設における命名権者（以下「ネーミングライツパートナー」という。）を次のとおり募集します。

１　目的

市は、スポーツ施設にかかる「愛称」の命名権とこれに付帯する諸権利（以下「ネーミングライツ」という。）を売却し、その対価を活用して、施設の安定的な運営、市民サービスの充実・向上を図り、ネーミングライツパートナーと協働で、民間の知恵やノウハウ等を活用し、施設の付加価値が高まるための取組みなど、当該施設の魅力向上をめざします。

２　募集内容

（１）対象施設

対象施設一覧を参照してください。

（２）ネーミングライツ料

対象施設一覧を参照してください。

①　年間最低命名権料（税抜き）を下回る応募は不可とします。

②　初年度のネーミングライツ料は、年額をもとに契約期間の開始月から月割計算します。（1000 円未満切り捨て）

（３）契約期間（愛称使用期間）

対象施設一覧を参照してください。

①　契約期間の始期については、ネーミングライツパートナーの決定後、協議させていただきます。

②　初年度については、初年度末で１年とします。

③　契約更新に際しては、契約期間満了後、ネーミングライツパートナーが継続して契約する意向がある場合、他者に優先して市と交渉できる権利（以下「優先交渉権」という）があります。ただし、優先交渉権は１回とします。

（４）愛称の条件

①　親しみやすさや呼びやすさなど市民の理解が得られる愛称とします。

②　松江市広告掲載要綱（別紙 1）第 3 条第 2 項各号に該当すると認められる愛称は、ネーミングライツの対象としません。

③　施設の愛称に企業ロゴやマーク等を付けて使用することができます。

④　今回募集する名称は、施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称の改正は行いません。また、愛称が定着するまでの間、条例上の名称を併記さ

せていただくことがあります。

⑤　利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできないものとします。

⑥　商標権のある名称を命名しようとする場合は、権利者からの許諾が得られることを条件とします。

⑦　本市以外の地域を連想させるような名称を使用することはできません。

（５）　愛称に関する制約

愛称は、以下のとおり、本市が指定する呼称の前もしくは後に企業名等を付けるものとします。なお、企業名等とは、法人名・商品名・ブランド名等で、呼びやすい簡潔なものとします。また、企業ロゴ・企業マークのみは不可とします。

施設名称	愛称に関する制約
松江市営陸上競技場	愛称に必ず「松江」の表記を入れること。表記方法（漢字・かな・英字など）は協議事項とします。
松江市営野球場	愛称に必ず「松江」の表記を入れること。表記方法（漢字・かな・英字など）は協議事項とします。
松江市営補助競技場	愛称に必ず「松江」の表記を入れること。表記方法（漢字・かな・英字など）は協議事項とします。
松江市営庭球場	愛称に必ず「松江」の表記を入れること。表記方法（漢字・かな・英字など）は協議事項とします。
こどもスポーツ広場（フットボール練習場）	愛称に必ず「スポーツ広場」の表記を入れること。
中海スポーツパーク	愛称に必ず「中海」の表記を入れること。表記方法（漢字・かな・英字など）は協議事項とします。
島根総合公園運動広場	愛称に必ず「島根」の表記を入れること。表記方法（漢字・かな・英字など）は協議事項とします。

（６）　ネーミングライツパートナーの特典

市がネーミングライツパートナーに付与する予定の特典は次のとおりです。

なお、催し物によっては、その主催者の要請により、特典の内容が一時制限される場合があります。また、特典等の権利については、第三者への権利譲渡や転貸等はできません。

①　施設に愛称看板を設置することができます。ただし、法令、条例に基づく規制や施設構造により一定制限される場合があります。

②　ネーミングライツパートナーのホームページ等にネーミングライツパートナーであることをＰＲすることができます。

③　市は、ネーミングライツパートナーの決定後、速やかに市の広報紙やホームページ、施設のホームページなどを通じて、愛称の普及と定着を図ります。

④　その他ネーミングライツパートナーに付与する特典について、応募者からの提案を可能とし、別途協議の上、決定するものとします。提案内容によっては、ご希望に添えない場合があります。

（７）　費用負担

①　愛称表示に伴う看板、案内板等の新設、表示変更及び原状回復は、ネーミングライツパートナーが施工することとし、それに要する費用は、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツパートナーの負担とします。

②　周辺の道路標識等の愛称表示及び原状回復に要する費用は、ネーミングライツパートナーの負担とし、実施方法等については、別途協議の上、決定します。

③　印刷物の変更・作成に要する費用は作成者、施設のホームページに関する費用はホームページの管理者がそれぞれ負担することとします

※愛称看板の設置内容や設置位置等については、市と協議して決定するものとします。

３　応募資格

応募することができるのは、応募内容を自ら主体となって実施できる企業等（共同応募も可能）とします。 ただし、応募の時点で次のいずれかに該当する者は、応募することができません。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当する者

（２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

（３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は同条第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者については、その旨を証する書類を提出した場合を除く。）

（４）平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしている者

（５）平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は同条第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者で、同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定がされた者については、その旨を証する書類を提出した場合を除く。）

（６）国又は地方公共団体から、入札参加停止措置、指名競争入札の指名停止措置・指名取消措置又は公共工事等から暴力団を排除するための措置を講じられている者

（７）応募書類の提出時点で、松江市の市税を滞納している者
（８） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業又はそれらに類似する業種
（９）貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する貸金業
（10）たばこに関する業種
（11）ギャンブル（公営競技及び宝くじを除く。）に関する業種
（12）法律の定めのない医業類似行為に関する業種
（13）興信所・探偵事務所等の業種
（14）その他、松江市広告掲載基準第 5 条を勘案し、ネーミングライツパートナーとして適当でないと市長が認めるもの又は業種

※共同応募の場合は、すべての構成員が応募の資格を満たすことが必要です。また、原則として応募時と実施時は同じ構成員であること及び主たる役割を担う代表者を選定することが必要です。

４　スケジュール

募集から愛称の使用開始までの日程は、次のとおりです。

内　　容	期　　日
①　募集の開始	令和 8 年 3 月 30 日（月）
②　質疑の受付期限	令和 8 年 4 月 13 日（月）
③　質疑の回答期限	令和 8 年 4 月 20 日（月）
④　応募申込書類の提出期限	令和 8 年 4 月 30 日（木）
⑤　審査委員会	令和 8 年 5 月下旬
⑥　審査結果の通知	令和 8 年 5 月下旬
⑦　契約の締結	令和 8 年 6 月中旬～令和 8 年 7 月上旬

５　応募手続

（１）応募期間

令和 8 年 3 月 30 日（月）から令和 8 年 4 月 30 日（木）まで

持参の場合は、期間内の開庁日の午前 9 時から午後 5 時までに提出してください。（土曜日、日曜日及び祝日を除く）また、郵送の場合は、募集期間最終日の午後 5 時必着とし、簡易書留で投函してください。

（２）提出場所

松江市役所本庁南エリア 3 階　文化スポーツ部スポーツ施設課

〒690-8540　島根県松江市末次町 86 番地

（３）提出書類

提出書類は、A4 判とし、文字サイズは 12 ポイント以上とします。文字等の色指定はありません。また、言語は日本語，通貨は円とします。

① 松江市ネーミングライツパートナー申込書（様式第 1 号）
② 応募資格についての誓約書（様式第 2 号）
③ 地域活動、社会貢献等の実績及び今後の計画（様式第 3 号）
④ 会社概要及び直近 3 年の決算報告（様式任意）
⑤ 印鑑証明書（原本）
⑥ 登記事項証明書（現在事項全部証明書）（原本）※発行後 3 ヶ月以内
⑦ 納税証明書（松江市税の滞納のない証明）※発行後 3 ヶ月以内

（４）資料の配布

募集要項、提出書類の様式、その他公募に関係する資料は、市のホームページ（https://www.city.matsue.lg.jp/soshikikarasagasu/bunkasportsbu_sportsshisetsuka/naming_rights/24785.html）からダウンロードしてください。窓口での配布は行いません。

（５）提出書類の取扱い

① 提出書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、市長がこの募集に関する報告、公表等のために必要であると認めた場合は、応募者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
② 提出書類にかかる情報公開請求があった場合には、松江市情報公開条例（平成 17 年松江市条例第 14 号）に基づく情報公開請求の対象となり、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを除き、請求・申出による公開を行います。
③ 提出書類に含まれる商標権等の、各法令に基づき保護の対象となっているものの使用により生じる責任は、応募者が負うものとします。
④ 提出書類は、この募集の審査以外の目的で使用しませんが、選定後に申請結果の公表のため必要となる場合は内容を公表することがあります。
⑤ 本市が必要と認める場合、追加の書類提出を求める場合があります。
⑥ 提出書類は、返却いたしません。

（６）その他

① 応募及び契約締結にかかる費用は、すべて応募者の負担とします。
② 市が提供する資料は、応募にかかる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく

第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じます。

③　応募受付期間を過ぎた提出、提出期限後の書類の差し替え、再提出は認めません。

④　提出書類に虚偽の内容が記載されていることが発覚した場合、また、応募申込後に応募資格を満たしていないことが判明した場合は、その申請は無効とします。

（７）応募の辞退

応募申込後に応募を辞退する場合は、令和８年４月 30 日（木）までに「辞退届（様式第４号)」を提出してください。

（８）現地視察

令和８年４月８日（水）～4 月 10 日（金）（予定）

現地での内覧を希望する場合は、以下の連絡先まで事前に電話申込みください。

現地内覧会申込期間　令和８年３月 30 日（月）～令和８年４月６日（月）

連絡先　スポーツ施設課　0852-55-5337

6　質疑の受付及び回答

応募にあたり質問がある場合は、質問票（様式第５号）により、電子メールで提出してください。

（１）受付期間

令和８年３月 30 日（月）～令和８年４月 13 日（月）午後５時まで

（２）提出先

スポーツ施設課

メールアドレス　s-shisetsu@city.matsue.lg.jp

※件名は「ネーミングライツ公募の質疑【事業者名】」としてください。

（３）回答

質問に対する回答は、令和８年４月 20 日（月）午後５時までに松江市役所のホームページ上で公表します。ただし、質問者は公表いたしません。また、回答書は、本要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

7　選定方法及び評価基準

（１）選定方法

本市が組織する審査委員会において、応募書類から、以下の選定基準により、提案されたネーミングライツ料、地域貢献等の実績及び計画、適格性及び愛称案を総合的に審査して優先交渉権者を決定します。なお、評価点の最も高い者が２者以上あるときは、その中で提案額が最も高い者を優先交渉権者とします。

また、応募が１者であっても、審査委員会において市のネーミングライツパートナーとしてふさわしいかどうか審査し、優先交渉権者とするか決定します。

（２）評価基準

	評価項目	評　価　基　準	配点
1	愛称	親しみやすさ、呼びやすさ、地域への定着度、施設のイメージとの整合	20
2	提案金額	ネーミングライツ料提案額	50
3	経営の安定性	財務状況から見た経営の安定性 ネーミングライツ料の支払い能力	10
4	地域貢献への考え方、実績等	施設と応募団体の理念、事業内容等との整合 地域貢献や支援の実績及び計画	20
合　計			100

（３）選定結果の通知及び公表

審査終了後、速やかに選定結果を応募者全員に文書で通知するとともに、松江市役所のホームページ上で公表します。

（４）その他

①　評価点が満点の６割に満たない場合は優先交渉権者として選定しません。

②　必要に応じて、審査委員会の前にヒアリング（聞き取り調査）を実施することがあります。

③　審査委員会の審査内容は非公開とします。審査結果に関する問い合わせ及び異議等については、一切応じられません。

８　契約の締結等

（１）契約の締結

優先交渉権者と契約条件の細部について協議したのち、速やかに市と候補者の間で契約を締結します。なお、選定の日から 30 日以内に合意しなかった場合は、当該期限の最終日から７日間の期日を設け、選定候補者に対し、交渉継続の意向を確認することとし、交渉継続の意思表示がなかったとき、あるいは、契約の合意までさらに 30 日以上を要することが確認されたときは、双方合意の上で交渉を打ち切り、第２順位の候補者と協議を開始します。

（２）契約の解除

ネーミングライツパートナー候補者が次の各号のいずれかに該当するときは、決定を取り消し、契約を締結しないことがあります。

①　「3 応募資格」に記載する資格を欠くことが認められる事実が明らかにな

ったとき。

② 違法行為その他ネーミングライツパートナー候補者の責めに帰すべき事由により、当該候補者の社会的信用が失墜し、愛称の使用が適当でないと認められるとき。

③ ネーミングライツパートナー候補者が、候補者決定後に倒産又は倒産をするおそれがあると認められるとき。

④ 契約締結後であっても、契約に定める義務を履行しないときは、契約を解除します。この場合において、既納のネーミングライツ料は返還しません。

また、ネーミングライツパートナーが設置、変更等をした愛称表示及びパートナー紹介表示について、速やかに原状に回復することとし、その原状回復にかかる費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

（3）調印式の開催

ネーミングライツパートナー候補者の希望に応じて調印式等を開催いたします。日程については、別途協議します。

9　留意事項

（1）提案においては、関係法令及び市の条例、規則、要綱等を遵守してください。

（2）応募者は関係法令を遵守し、公正な公募を阻害してはいけません。

10　問い合わせ先

松江市 文化スポーツ部 スポーツ施設課
〒690-8540　松江市末次町 86 番地　松江市役所本庁南エリア 3 階
TEL：0852-55-5337
E-mail：s-shisetsu@city.matsue.lg.jp